

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)		×70/100	×70/100	×90/100	×70/100
ロ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)			
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)			
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)			
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)			
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)			
ホ 事業開始時支援加算		(1月につき 500単位を加算)			
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)			
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×42/1000)			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +(1)の90/100)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(1)の80/100)			
		注 所定単位は、イからヘまでに算定した単位数の合計			
		：事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注						
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合又は	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算						
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (802 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位									
		要介護2 (840 単位)													
		要介護3 (866 単位)													
		要介護4 (882 単位)													
		要介護5 (900 単位)													
	(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (789 単位)				1日につき +25単位									
		要介護2 (827 単位)													
		要介護3 (852 単位)													
		要介護4 (869 単位)													
		要介護5 (886 単位)													
ロ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)※	(1)短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (832 単位)				×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位			
		要介護2 (870 単位)													
		要介護3 (896 単位)													
		要介護4 (912 単位)													
		要介護5 (930 単位)													
	(2)短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (819 単位)							1日につき +25単位						
		要介護2 (857 単位)													
		要介護3 (882 単位)													
		要介護4 (899 単位)													
		要介護5 (916 単位)													
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)									(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)						
									(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)						
									(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)						
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)															
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)															
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))															
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)												
			(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
ト サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)												
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)												
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
チ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計											
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												